

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十七号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「百分の五」を「百分の八」に改める。

別表第一青果部の項及び水産物部の項中「加工食料品」を「加工食料品等」に改める。

第五十八号様式及び第五十八号様式の二中「5／100」を「8／100」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。